

観光名刺台紙配付要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、渋川市の観光をPRするために作成した「観光名刺台紙」（以下「台紙」という）とインターネット上での台紙データの配付方法に関して、必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 この台紙は、渋川市の観光推進に資するため、全国や各地域に向けた活動を業務とする団体や個人等に配付し、渋川市の観光宣伝を実践することを目的とする。

（配付対象者）

第3条 この台紙の配付を受けられるのは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 渋川市役所に勤務する者
- (2) 渋川市観光協会並びに（社）伊香保温泉観光協会に加盟し、両協会のキャンペーンやキャラバンに同行する者
- (3) 渋川市に本拠を置き、全国展開している事業所で営業に従事する者
- (4) 渋川市に本拠を置く観光関係団体に勤務し、継続して観光宣伝に従事する者
- (5) 渋川市内に事業所を構え、全国から観光客を誘致する施設に従事する者
- (6) 渋川市の観光推進に賛同し、自ら観光宣伝活動を実践する者
- (7) その他市長が特別に認めた者

（申 請）

第4条 台紙の配付を希望する者は、観光名刺台紙配付申請書（様式1）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。その際、申請者は市長が定めたデザインの中から選択できる。インターネット上で台紙データをダウンロードする場合には、申請を省略することができるものとする。

（審 査）

第5条 前条に規定する申請書を市長が審査し、配付の可否を決定する。審査基準は第8条中第1項の第2号、第4号及び第5号に該当しない者とする。

（配 付）

第6条 市長は申請のあったデザインの台紙を、最大10シート（1シート10枚綴

り) 配付する。ただし、市長が特別に必要と認めた場合は追加申請することができる。

(印 刷)

第7条 配付された台紙への氏名、住所等の印刷は申請者側が行うものとする。また、台紙データをダウンロードした場合も氏名などの入力や印刷は申請者側が行う。

(使用の中止)

第8条 使用されている台紙について、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用者に対して台紙使用の中止を命ずることができる。また、使用者は、市長から別紙の観光名刺台紙使用停止書(様式2)による台紙使用の中止を命ぜられた場合、これに応じなければならない。ただし、台紙データの場合は第4号、第5号のみ適用される。

- (1) 台紙の記載内容が申請書に記載した事項と大きく異なる場合
- (2) 台紙の使用状況が第2条に規定した目的に合わない場合
- (3) 第4条による申請者以外の者が台紙を使用した場合
- (4) 台紙の使用目的が公の秩序又は善良な風俗に反する場合
- (5) その他市長が台紙使用に適さないと認めた場合

2 使用者は、前項に規定する台紙使用の中止により損害が生じた場合、その賠償を市長に請求できないものとする。

(台紙の取扱)

第9条 配付前の台紙の管理については、市役所経済部観光課が行う。また、台紙デザインや公開している台紙データは茨川市が著作権を持つ。

(禁止行為)

第10条 台紙の配付を受けた者、台紙データをダウンロードした者は、他人に台紙、もしくは印刷した名刺を販売してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は平成21年12月15日から適用する。